

「整骨院」「接骨院」は病院ではありません

柔道整復師 整骨院 接骨院 で 健康保険を使える範囲は限られています

あとで全額自己負担になる場合もあります

「保険取り扱い」と書いてある「整骨院」や「接骨院」なら、なんでも保険証でかかれると誤解していませんか？
健康保険が使えるのは、限られたケースのみです。
あとから全額自己負担となり、費用を請求されることもあるので、ご注意ください。



(全額自己負担になります) こんなケースは使えません

- 慢性的な肩こり・腰痛
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等による痛み
- 「ついでに他の部分も」「付き添ってきたついでのマッサージ」など



「整骨院」「接骨院」で健康保険が使えるのはこんなときのみ

●急性または、亜急性の外傷性のケガ

(具体的には骨折・不全骨折・脱臼・ねんざ・打撲・挫傷)
※応急手当の場合を除き、骨折・不全骨折・脱臼には「医師の同意」が必要です。
※勤務中や通勤中のケガは労災保険適用になります。
また、交通事故の場合は、必ず健保組合へご連絡ください。



！ 柔道整復師で (整骨院・接骨院) 健康保険を 使うときの 注 意 点

- 1 「療養費支給申請書」は、内容をしっかり確認してから署名する。
- 2 領収書をもらって保管しておく。(医療費控除の対象になります)
- 3 長期間通っても回復しなければ、医療機関(医師の診察)へ。
- 4 病院での治療(投薬も含む)と重複は不可。
同一の負傷について同時に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複並行的に受けた場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担。
- 5 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受療は、支給対象外。

健保組合(委託先大正オーディット)からお問い合わせする場合があります —接骨院・整骨院(柔道整復師)の受療についての照会にご協力ください!—

当健保組合では、柔道整復師に施術を受けた方に、施術内容や負傷原因についてお問い合わせする場合があります。

みなさんの貴重な保険料を適正に使用するため、ご理解とご協力を願っています。

当健保組合では、健康保険事務センター(株大正オーディット)と業務委託契約し、柔道整復師の医療費適正化に取り組んでいます。

接骨院・整骨院などでは「柔道整復師」とよばれる専門職が施術していますが、病院ではありませんので、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

そこで、正しい受療方法をご理解いただくとともに、柔道整復師から健保組合への請求内容の点検を行い、受療された施術内容などについて郵便または電話にて大正オーディットから照会確認させていただいております。

そのため、柔道整復師にかかる場合は、負傷部位や施術内容のメモをとり、領収書と一緒に保管しておき、照会がありましたら、正確に回答書にご記入されるようご協力を願っています(照会の時期は受療日から数カ月後となります)。

この照会は個人情報保護法をふまえた専門の業者に委託して行っており、目的外利用やみなさまに代金等を請求することはありません。